



長野県報

8月31日(火)
平成22年
(2010年)
号外

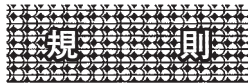
目次

規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（行政改革課）…………… 1

訓令

副知事の担当事務に関する規程の廃止（行政改革課）…………… 1



知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年 8月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第32号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

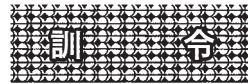
知事の職務代理者を定める規則（昭和39年長野県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1項を削り、第2項中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に改め、同項を第1項とし、第3項中「法」を「地方自治法」に改め、同項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

行政改革課



長野県訓令第16号

本庁内部部局

現 地 機 関

副知事の担当事務に関する規程（平成18年長野県訓令第9号）は、平成22年8月31日限り、廃止します。

平成22年 8月31日

長野県知事 村井 仁

行政改革課